

# 一関地区広域行政組合監査委員に関する規程

平成18年6月6日

## 一関地区広域行政組合監査委員告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、一関地区広域行政組合監査委員条例(平成18年一関地区広域行政組合条例第33号)第6条の規定に基づき、監査委員の職務の処理及び監査委員事務局(以下「事務局」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の協議等)

第2条 監査委員は、相互の連絡調整を図るため、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 監査委員条例に関すること。
- (2) 監査に関する諸規定に関すること。
- (3) 監査、審査及び検査(以下「監査等」という。)の計画並びに運営に関する こと。
- (4) 監査等の結果の報告、公表及び意見の提出に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認めること。

2 代表監査委員は、監査委員が地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により行う合議及び前項の規定により行う協議を主宰するものとする。

(事務局の組織及び分掌事務)

第3条 事務局に庶務係及び監査係を置くものとし、各係の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 給与その他の給付に関すること。
- (4) 予算の執行及び経理に関すること。
- (5) 文書の收受保存に関すること。
- (6) その他監査係の所管に属しないこと。

監査係

- (1) 監査等に必要なる諸調査に関すること。
- (2) 監査委員の合議及び協議に関すること。
- (3) 監査等に関する結果の報告、通知、公表及び意見の提出に関すること。

(職の設置)

第4条 事務局に事務局長、係に係長を置く。

- 2 事務局に必要な応じ主幹、局長補佐、副主幹、主任主査、主査、主任主事及び主事を置くことができる。
- 3 前項に規定する主幹、局長補佐、副主幹、係長、主任主査、主査、主任主事及び主事には、書記をもって充てる。

(職務)

第5条 事務局長は、監査委員の命を受けて所属職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。

- 2 主幹、局長補佐、副主幹は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代理する。
- 3 事務局長並びに主幹、局長補佐及び副主幹が共に事故あるときは、あらかじめ定められた順位により係長が、その職務を代理する。
- 4 係長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、係の事務を処理する。
- 5 主任主査、主査及び主任主事は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を処理する。
- 6 主事は、上司の命を受け、担当する事務に従事する。

(専決事項)

第6条 事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査資料の収集に関すること。
- (2) 軽易な文書の報告、照合及び回答に関すること。
- (3) 文書の收受及び発送に関すること。
- (4) 職員の時間外勤務命令に関すること。
- (5) 職員の休暇、欠勤その他服務に関すること。
- (6) 職員の出張命令及び復命書の査閲に関すること。
- (7) 予算の経理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、軽易にして急施を要する事務の処理に関すること。

(専決の制限)

第7条 前条に規定する専決事項であっても次の各号のいずれかに該当する場合又は特に監査委員が事案を了知しておく必要があると認められる場合は、専決することができない。

- (1) 重大又は異例に属する事項
- (2) 紛議論争がある事項又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれがある事項  
(代決)

第8条 事務局長が不在のときは主幹、局長補佐又は副主幹が、事務局長、主幹、局長補佐、副主幹がともに不在のときは所管の係長が事務局長の専決事項を代決する。

2 代決すべき事項が前条各号のいずれかに該当するときは、代決することができない。

第9条 前条の規定による事務の代決については、一関市市長部局代決専決規程（平成17年一関市訓令第11号）の例による。

(公印)

第10条 公印の名称、様式等については次のとおりとし、その取扱いについては一関市公印規程（平成17年一関市訓令第17号）の例による。

公印の名称	様式	書体	寸法
一関地区広域行政組合監査委員印	1	てん書	方 17ミリメートル
一関地区広域行政組合代表監査委員印	2	てん書	方 17ミリメートル
一関地区広域行政組合監査委員事務局長印	3	楷書	方 17ミリメートル

様式1

一	一
関	関
地	地
区	区
広	広
域	域
行	行
政	政
組	組
合	合
監	監
査	査
委	委
員	員
印	印

様式2

一	一
関	関
地	地
区	区
広	広
域	域
代	代
表	表
合	合
組	組
行	行
政	政
監	監
査	査
委	委
員	員
印	印

様式3

一	一
関	関
地	地
区	区
広	広
域	域
行	行
政	政
組	組
合	合
監	監
査	査
委	委
員	員
局	局
長	長
印	印
事	事
務	務

(文書の取扱い)

第11条 文書の取扱いについては、一関市文書取扱規程（平成17年一関市訓令第15号）及び一関市公文例規程（平成17年一関市訓令第16号）の例による。

附 則

この告示は、平成18年6月6日から施行する。